

第7期定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

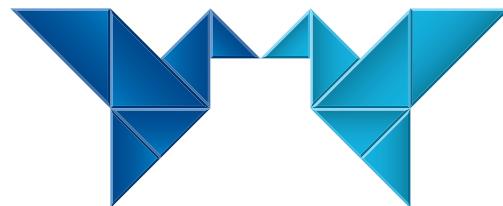
場所

東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン22階
TKPガーデンシティPREMIUM京橋「ホール22C」
※なお、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、会場の安定的
利用等を重視し、昨年と開催場所を変更しております。

末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件



WIN PARTNERS
WIN A BETTER QUALITY OF LIFE

ウイン・パートナーズ 株式会社

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

すべての人に

BETTER QUALITY OF LIFE

わたしたちは「低侵襲医療」を通じて、治療時の身体的負荷の軽減を、
医療機関のバリューアップを、その先にある健康長寿社会の実現を目指します。

To our *shareholders*

平素より格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第7期定時株主総会を6月25日(木)に開催いたしますので、
ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案、および第7期の事業の概要につき、
ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

私たちは『質の高い医療を提供しつつ、医療費を適正化すること』を
社会的な使命としております。

昨今、高齢化に伴い増加し続ける医療費を背景に医療制度改革が実施され、
医療業界は様々な課題に直面しております。

私たちは、医療機器の販売にとどまらず、
医療機関に対してきめ細かいサービスと専門的な情報を提供し
医療の品質と安全性の向上に寄与するとともに、
地域医療の中心である病院の健全な経営をサポートすることで
様々な課題の解決に寄与しております。

ますます需要の高まる『低侵襲医療』の普及を通じて自らも成長し続け
持続可能な医療体制の構築と健康長寿社会の実現に貢献してまいります。



代表取締役社長
秋 沢 英 海



ウイン・パートナーズの サステナビリティへの取り組み

当社は、国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の指標「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に医療の側面から積極的に貢献してまいります。

当社グループが取り組む重要テーマとSDGs

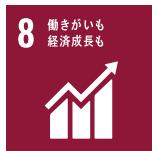
重要テーマ

持続可能な医療体制の構築
健康幸福寿命の伸長

関連するSDGs



人を育て、活かす社会に
貢献する人材育成



株主の皆様へ

証券コード 3183
2020年6月8日
本店所在地 東京都台東区台東四丁目24番8号
本社事務所 東京都中央区京橋二丁目2番1号
ウイン・パートナーズ 株式会社
代表取締役社長 秋沢 英海

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2 場 所 東京都中央区京橋二丁目2番1号京橋エドグラン 2 2 階
TKPガーデンシティPREMIUM京橋 「ホール2 2 C」

※なお、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、会場の安定的利用等を重視し、昨年と開催場所を変更しております。末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3 目的事項 報告事項 1.第7期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第7期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

議決権の行使等についてのご案内

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
（ご捺印は不要です。）

日時 ▶ 2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 ▶ 2020年6月24日（水曜日）
午後6時到着分まで

<株主様へのお願い>

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液・マスクを配備いたします。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。なお、マスクを着用いただけない株主様は入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点より、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.win-partners.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.win-partners.co.jp>）に掲載しております。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、政府による経済政策の効果を背景に緩やかな回復基調で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により足下で大幅に下押しされており、景気の先行きは不透明な状況となっております。

医療業界におきましては、増加し続ける医療費を背景に医療制度改革が実施されており、効率的で質の高い医療提供体制の構築等が進められております。2020年4月の診療報酬改定では、「医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進」が重点課題として掲げられており、医療機関においては、更なる経営の合理化・効率化に向けた取組みが行われております。また、コスト意識の高まりから納入業者に対する値下げ要請や大学系列病院・グループ系列病院等で商品の集約化や価格の統一化も進められております。その最中、今般の新型コロナウイルス感染症の流行は、医療機関における今後の取組みに大きな影響を及ぼすことが予想されます。

当社グループといたしましては、顧客が持つ課題解決に向けた付加価値の高い提案を行うことで、既存顧客の深耕と新規顧客の獲得に努めました。この結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、末梢血管疾患関連及び脳外科関連において販売数量が伸長した他、2018年12月にグループ化した株式会社エムシーアイの業績が寄与いたしましたが、大手グループ病院の仕入先見直しの影響から主要な分類である虚血性心疾患関連、心臓律動管理関連、心臓血管外科関連の販売数量が減少したこと等により、売上高は64,537,869千円（前期比7.5%減）、経常利益は2,655,782千円（前期比18.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に特別利益（負ののれん発生益）の計上があったこと等により1,872,588千円（前期比29.1%減）となりました。

区分	第6期 (2019年3月期)	第7期 (2020年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	増減率
売上高	69,775,788	64,537,869	△5,237,919	△7.5%
営業利益	3,261,307	2,649,364	△611,943	△18.8%
経常利益	3,264,743	2,655,782	△608,960	△18.7%
親会社株主に帰属する当期純利益	2,640,829	1,872,588	△768,240	△29.1%

分類別の業績は以下のとおりであります。

虚血性心疾患関連

売上高
18,953,734千円
(前期比11.1%減)

集患支援の提案を積極的に実施し、既存顧客の深耕と新規顧客の獲得に努めましたが、主力商品である薬剤溶出型ステント（DES）や血管内超音波（IVUS）診断カテーテルの販売数量が減少したこと等により、虚血性心疾患関連の売上高は18,953,734千円（前期比11.1%減）となりました。



心臓律動管理関連

売上高
17,385,402千円
(前期比1.4%減)

不整脈の治療で使用するE Pアブレーション関連商品や植込型除細動器（ICD）の販売数量が減少したこと等により、心臓律動管理関連の売上高は17,385,402千円（前期比1.4%減）となりました。



心臓血管外科関連

売上高
9,171,743千円
(前期比6.2%減)

ステントグラフト関連商品の販売数量が減少したこと等により、心臓血管外科関連の売上高は9,171,743千円（前期比6.2%減）となりました。



末梢血管疾患関連及び脳外科関連

売上高
6,110,930千円
(前期比2.7%増)

下肢の治療で使用する薬剤コーティングバルーンカテーテル（DCB）や薬剤溶出型ステント（DES）の販売数量が伸長した他、脳外科関連商品の販売数量が伸長したこと等により、末梢血管疾患関連及び脳外科関連の売上高は6,110,930千円（前期比2.7%増）となりました。



大型医療機器関連

売上高
3,903,698千円
(前期比41.7%減)

医療施設の新築・増改築の情報収集を早期に実施し、地域の市場動向に沿った設備投資の提案を行いました。前期に比べ大型案件が減少したため、大型医療機器関連の売上高は3,903,698千円（前期比41.7%減）となりました。



その他

売上高
9,012,360千円
(前期比7.1%増)

循環器領域以外の診療科に対する営業活動を強化し、顧客医療機関における当社グループの取扱商品の拡大を図りました。この結果、糖尿病関連商品の販売が伸長したこと等により、その他の売上高は9,012,360千円（前期比7.1%増）となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、97,006千円（無形固定資産5,655千円を含んでおります。）であります。主なものは、株式会社ウイン・インターナショナル及びテスコ株式会社における事業用レンタル資産であります。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

売上高 (単位：千円)



経常利益 (単位：千円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：千円)



総資産 (単位：千円)



純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



区分		第4期 (2017年3月期)	第5期 (2018年3月期)	第6期 (2019年3月期)	第7期 (当連結会計年度 (2020年3月期))
売上高	(千円)	57,760,490	62,832,480	69,775,788	64,537,869
経常利益	(千円)	3,061,942	3,148,130	3,264,743	2,655,782
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	2,141,028	3,005,542	2,640,829	1,872,588
1株当たり当期純利益	(円)	74.58	104.69	91.99	65.23
総資産	(千円)	33,187,710	36,188,361	39,910,920	38,632,893
純資産	(千円)	15,493,630	17,764,353	19,547,021	20,505,555

(4) 対処すべき課題

厚生労働省は医療を日本の主要産業として成長させるとともに、社会保障として質の高い医療を継続的に提供していくために医療関連法、診療報酬制度等の改定を行うなど、医療提供体制の再構築を図っております。これにより、償還価格の下落や医療機器販売業者間の競争激化はもとより、医療機関も影響を受けることが予想されます。今後は経営方針の見直しや、病院機能の転換や強化を迫られる医療機関が増加すると考えられます。当社グループはこのような顧客の変化に合わせて適切な提案や支援を行うとともに、国内外の新しい医療技術に関する情報を的確に捉え、新商品の早期導入に努め、新規顧客の開拓や既存顧客の深耕を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業	主要な製品又はサービス
医療機器販売事業	当社グループは、循環器領域の医療用消耗品を中心とした医療機器販売事業及び医療施設のニーズを把握して総合的なサポートを提供する医療施設支援事業に一体的に取り組んでおります。

(6) 当該事業年度の末日における主要な営業所及び使用人の状況

① 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

社名	事業所名	所在地
ウイン・パートナーズ (株)	本社	東京都
	本社	東京都
(株) ウイン・インターナショナル	営業所	東京都2、埼玉県2、神奈川県2、千葉県2、北海道、大阪府、香川県、静岡県
	本社	宮城県
テスコ (株)	本社	宮城県、福島県2、秋田県
	営業所	山形県
(株) エムシーアイ	本社	山形県
	営業所	山形県

② 企業集団の使用人の状況 (2020年3月31日現在) 541名

(注) 当社グループは医療機器販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

③ 当社の使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
47名	2名減	40.8歳	7.4年

(注) 平均勤続年数の算定にあたり、当社の連結子会社からの転籍者及び出向者については、当該会社の勤続年数を通算しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株) ウイン・インターナショナル	330,625	100.0	医療機器販売事業
テスコ (株)	20,000	100.0	医療機器販売事業
(株) エムシーアイ	20,000	100.0	医療機器販売事業

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額 (千円)	当社の総資産額 (千円)
(株) ウイン・インターナショナル	東京都台東区台東四丁目24番8号	7,910,552	18,366,503

(8) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 30,503,310株

(3) 株主数 7,882名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
有限会社オフィスA	5,500,000	19.16
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	1,956,300	6.81
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	1,936,000	6.74
株式会社キエマ企画	1,891,000	6.59
秋田 裕二	1,714,290	5.97
グリーンホスピタルサプライ株式会社	1,600,000	5.57
秋沢 英海	901,300	3.14
株式会社三菱UFJ銀行	800,000	2.79
古川 國久	726,000	2.53
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00 常任代理人 香港上海銀行東京支店	566,100	1.97

(注) 1. 当社は、自己株式を1,795,073株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 有限会社オフィスAは、当社代表取締役社長である秋沢 英海氏がその全株式を保有する資産管理会社であります。

4. 株式会社キエマ企画は、当社取締役である秋田 裕二氏がその全株式を保有する資産管理会社であります。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査等委員の状況 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	秋 沢 英 海	株式会社ウイン・インターナショナル 代表取締役社長
取締役	三田上 浩 美	執行役員 営業統括部長 株式会社ウイン・インターナショナル取締役執行役員営業本部長
取締役	秋 田 裕 二	執行役員 テスコ株式会社代表取締役社長
取締役	松 本 啓 二	執行役員 管理本部長兼総務部長 株式会社ウイン・インターナショナル取締役執行役員総務部長兼財務 経理部長兼業務推進部長
取締役	間 島 進 吾	中央大学常任理事 伊藤忠商事株式会社社外監査役
取締役	白 田 佳 子	菱電商事株式会社社外取締役 株式会社ファミリーマート社外監査役 国立大学法人帯広畜産大学監事 筑波学院大学経営情報学部客員教授
取締役 (常勤監査等委員)	中 田 陽 一	株式会社ウイン・インターナショナル監査役 テスコ株式会社監査役
取締役 (監査等委員)	神 田 安 積	弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック パートナー マックス株式会社社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	菊 地 康 夫	東陽監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役の間島 進吾氏及び白田 佳子氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役の神田 安積氏及び菊地 康夫氏は、社外取締役であります。
3. 当社は間島 進吾氏、白田 佳子氏、神田 安積氏及び菊地 康夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員である取締役の菊地 康夫氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見及び経験を有しております。
5. 監査等委員である取締役の中田 陽一氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集、取締役会以外の重要な会議への出席、現場の実査等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会の監査の实效性を高めるためであります。

(2) 取締役、監査等委員の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	6名 (2名)	88,699千円 (9,600千円)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3名 (2名)	20,600千円 (9,600千円)
合計 （うち社外取締役）	9名 (4名)	109,299千円 (19,200千円)

(注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役（3名）の使用人分給与として41,680千円を支払っております。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第2期定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち、社外取締役の報酬等を年額20,000千円以内）と決議いただいております。

3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第2期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
社外取締役	間島進吾	中央大学 伊藤忠商事株式会社	常任理事 社外監査役
社外取締役	白田佳子	菱電商事株式会社 株式会社ファミリーマート 国立大学法人帯広畜産大学 筑波学院大学経営情報学部	社外取締役 社外監査役 監事 客員教授
社外取締役 (監査等委員)	神田安積	弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック マックス株式会社	パートナー 社外取締役 (監査等委員)
社外取締役 (監査等委員)	菊地康夫	東陽監査法人	代表社員

(注) 当社と各社外役員の兼職先との間に重要な取引関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	間島進吾	当該事業年度中に開催された取締役会14回に全て出席し、公認会計士としての専門的見地及び監査法人勤務の経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	白田佳子	当該事業年度中に開催された取締役会14回に全て出席し、経営及び会計に関する専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	神田安積	当該事業年度中に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、また監査等委員会13回のうち11回に出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	菊地康夫	当該事業年度中に開催された取締役会14回、また監査等委員会13回に全て出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を8回行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款により取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役 間島 進吾氏、白田 佳子氏、社外取締役（監査等委員）神田 安積氏及び菊地 康夫氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

責任限定契約

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第423条第1項の責任について、本契約締結後、その職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る報酬等の額	37,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人としての業務内容、監査時間、監査体制等を考慮すると過大な報酬であると言えないこと、また前年度の監査時間及び監査報酬と比較しても適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が会計監査人 有限責任 あずさ監査法人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

会計監査人の責任限定契約

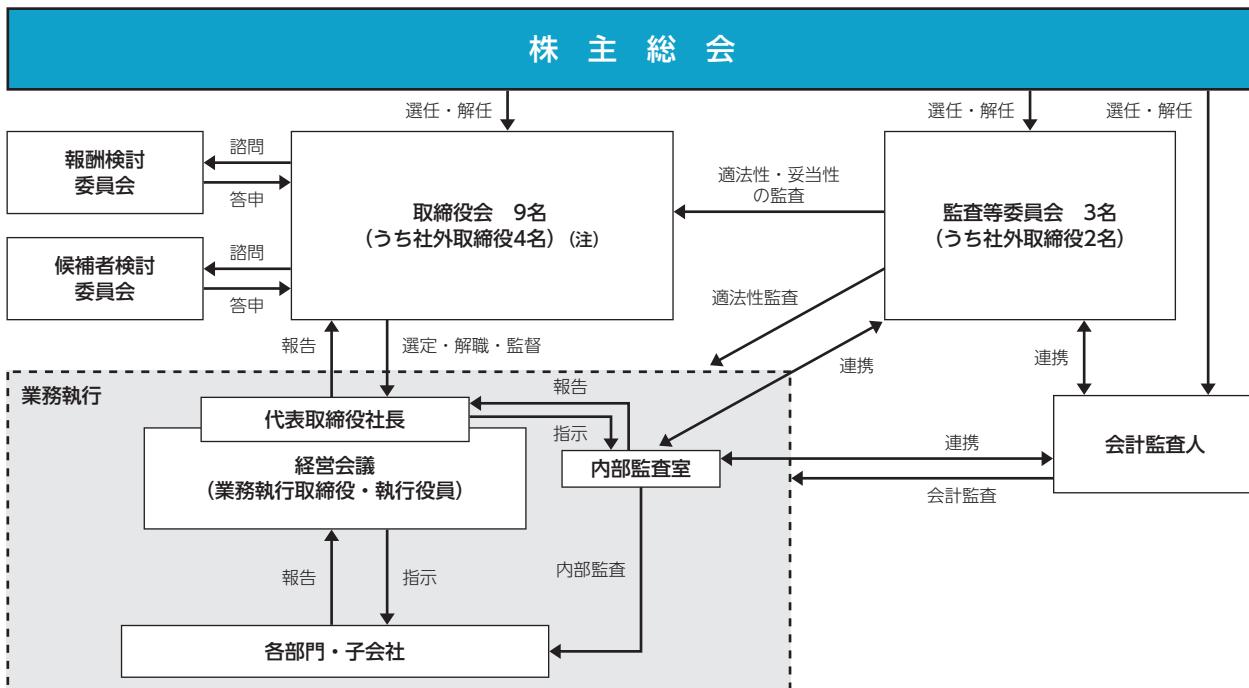
監査受嘱者の会社法第423条第1項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、監査受嘱者の監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

5 当社のコーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は「すべての人にベター・クオリティ・オブ・ライフを提供し、豊かな社会の実現に貢献します」をグループ企業理念に掲げております。安全で最適な医療の提供はもとより、身体的な負担の少ない「低侵襲医療」の普及を通じて、健康幸福寿命の伸長に貢献することがグループの社会的使命と考え、企業活動を通じて持続可能な医療体制の構築という社会的課題の解決にも取り組みます。

グループ企業理念のもと、株主、患者、顧客、従業員、取引先、国・行政、地域社会等、すべてのステークホルダーとの良好な関係は長期的な企業価値向上をもたらし、社会的課題の解決は社会の持続性にに基づいた企業の長期競争力の原動力となり、活力ある人材はイノベーションの原動力となると考えます。この考え方に基づき、当社はグループ各社を適切に統治し、経営の公平性、透明性を高め、ステークホルダーとの信頼関係の構築に努めます。

当社のコーポレートガバナンスの体制



(注) 社外取締役である監査等委員2名を含みます。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及びグループ会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本方針に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

業務執行取締役は、社員が適切に行動するために当社グループ全体へ法令、定款、企業倫理方針、行動基準及び各規程を周知徹底させるとともに、問題点の把握と改善に努める。

監査等委員会と内部監査室は、連携して当社グループ全体の法令、定款、コンプライアンス体制の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

法令違反、不正行為が行われたことを認知した場合、内部通報規程の定めにより、当社及びグループ会社の使用人は、内部通報外部窓口に通報する義務を負い、当社及びグループ会社は通報した使用人に対して当該通報をしたことを理由とする不利益な扱いを行わない。

② 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

業務執行取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を総括する責任部署を総務部とする。重要な会議の議事録等、業務執行取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は法令及び文書管理規程に従い、定められた期間中、厳正に当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し整理・保存する。

③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程及びその他体制

グループ全体のリスク管理については、内部統制規程に基づき、当社取締役会及び経営会議にて、当社の成長規模、市場の変化に即し、リスクの想定や回避、対応策の検討及び危機発生時の管理体制の整備を行う。

経営危機発生が疑われる時は、経営危機管理規程に基づき総務部長が内容を集約し代表取締役社長に報告する。代表取締役社長が経営危機に該当するかを判断し、経営危機と判断した場合には、代表取締役社長が対策本部長となり、総務部長を事務局長とした経営危機対策本部を設置してこれに対応する。

④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、自らが業務執行取締役の職務の効率性に関する総括責任者となり、中期経営計画及び年次経営計画に基づき、各グループ会社が目標に対して職務執行が効率的に行われるよう監督する。

当社及びグループ会社の業務執行取締役並びに執行役員ほか部門責任者は組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、経営計画における各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な職務執行体制を決定する。

総括責任者である代表取締役社長は月に1回開催される定例取締役会及び適宜開催される臨時取締役会において、業務執行取締役のほか必要に応じて執行役員並びに部門責任者に対して定期的に職務執行に関して報告させるとともに、効率的な職務執行を行うために問題の把握と改善に努める。

⑤ 当社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理方針に基づき、グループ会社の業務遂行を指導、支援及び監督する。経営会議がグループ全体の業務執行機関として意思決定を行い、全体最適の観点から経営資源の配置・配分を決定し、当社グループの企業価値の向上を図る。

当社は、グループの内部監査方針に基づき、内部監査室がグループ全体の監査を定期的に行うことができるよう体制を整備し、必要に応じて内部監査室と監査等委員会が連携し業務の適正の確保を図る。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査等委員会は、必要に応じてその職務を補助すべき者を置くことを求めることができる。また、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助すべき者を指名することができる。

監査等委員会が指定する補助すべき期間中は監査等委員会が当該補助すべき者に対する指揮権をもち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとし、その人事異動、人事考課、懲戒に関しては監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

⑦ **当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査等委員は社内会議の全てに出席できるものとし、業務執行取締役及び使用人から監査等委員会監査規程にしたがって、内部統制システムの整備に関わる部門の活動状況、重要な会計方針・会計基準及びその変更、業績及び業績見込みの発表内容、適時開示情報、内部通報制度の運用状況、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を示す社内稟議書及び各種申請書、重要な契約の内容などの報告を適宜受けるものとする。また、グループ会社の監査役及び内部監査室から上記事項を含め、適時報告を受けるものとする。

当社及びグループ会社は、監査等委員会に報告した者に対して当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行わない。

⑧ **監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等に係る方針に関する事項及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社及びグループ会社の業務執行取締役は、取締役及び使用人が監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めるものとする。

監査等委員は代表取締役社長との間に意見交換会を開催し、内部監査室との連携を図って適切な意思疎通及び効果的な監査体制を構築する。

監査等委員会は監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他外部専門家を自らの判断で起用することができるものとする。また、当社は、かかる起用に関する費用又は債務について監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を速やかに処理する。

(2) 運用状況の概要は以下のとおりであります。

① **業務の効率性に関する取組みの状況**

- ・ 取締役会を14回開催し、経営上の重要事項に関する意思決定及び業務執行の監督を行っております。
- ・ 取締役会において当社グループの月次実績が報告され、経営課題及びその対応策について確認し議論を行っております。

② コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・コンプライアンス遵守を目的とした研修を実施し、全従業員への周知徹底に努めております。
- ・法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、内部通報制度を導入し、内部通報外部窓口を従業員へ周知しております。
- ・通報の概要について、取締役会に報告しております。

③ 監査等委員会に関する運用状況

- ・監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席等を通じ、業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。
- ・監査等委員会は、内部監査室が行った監査に関する報告を受けのほか、内部監査室と連携を図り、効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。

④ 内部監査に関する運用状況

- ・内部監査室は、年間の監査計画に基づき当社各部門及びグループ会社について内部監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長及び取締役会、監査等委員会、会計監査人に報告しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第7期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	35,499,993
現金及び預金	17,495,637
受取手形及び売掛金	13,532,423
電子記録債権	1,133,620
商品	2,571,116
未収入金	324,581
その他	456,373
貸倒引当金	△13,761
固定資産	3,132,900
有形固定資産	2,181,286
建物及び構築物	1,487,208
土地	1,154,401
その他	1,048,321
減価償却累計額	△1,508,645
無形固定資産	114,654
ソフトウェア	58,191
その他	56,462
投資その他の資産	836,958
投資有価証券	56,615
繰延税金資産	530,414
その他	249,929
資産合計	38,632,893

科目	第7期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	17,098,247
支払手形及び買掛金	13,946,724
電子記録債務	1,953,053
未払金	171,555
未払法人税等	435,887
賞与引当金	348,540
その他	242,486
固定負債	1,029,091
退職給付に係る負債	1,027,091
その他	2,000
負債合計	18,127,338
純資産の部	
株主資本	20,523,515
資本金	550,000
資本剰余金	2,272,369
利益剰余金	18,239,213
自己株式	△538,066
その他の包括利益累計額	△17,960
その他有価証券評価差額金	19,445
退職給付に係る調整累計額	△37,406
純資産合計	20,505,555
負債純資産合計	38,632,893

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第7期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	64,537,869
売上原価	56,365,835
売上総利益	8,172,033
販売費及び一般管理費	5,522,668
営業利益	2,649,364
営業外収益	18,725
受取利息	1,328
受取配当金	1,218
受取保険金	7,191
不動産賃貸料	2,010
その他	6,977
営業外費用	12,307
たな卸資産処分損	8,047
その他	4,260
経常利益	2,655,782
特別利益	82,851
固定資産売却益	733
匿名組合投資利益	82,117
特別損失	14,425
事務所移転費用	14,283
その他	141
税金等調整前当期純利益	2,724,208
法人税、住民税及び事業税	904,814
法人税等調整額	△53,194
当期純利益	1,872,588
親会社株主に帰属する当期純利益	1,872,588

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第7期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	550,000	2,272,369	17,285,288	△538,066	19,569,590
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△918,663		△918,663
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,872,588		1,872,588
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	953,924	－	953,924
当連結会計年度末残高	550,000	2,272,369	18,239,213	△538,066	20,523,515

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	91	△22,660	△22,569	19,547,021
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△918,663
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,872,588
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	19,354	△14,746	4,608	4,608
当連結会計年度変動額合計	19,354	△14,746	4,608	958,533
当連結会計年度末残高	19,445	△37,406	△17,960	20,505,555

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第7期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	7,897,808
現金及び預金	7,465,406
前払費用	3,623
未収還付法人税等	417,601
その他	11,176
固定資産	10,468,694
有形固定資産	44,096
建物	27,879
工具、器具及び備品	60,069
減価償却累計額	△43,853
無形固定資産	106,454
ソフトウェア	51,680
その他	54,773
投資その他の資産	10,318,143
関係会社株式	10,205,422
長期前払費用	351
敷金及び保証金	65,252
繰延税金資産	47,117
資産合計	18,366,503

科目	第7期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	128,090
未払金	33,243
未払費用	7,083
未払法人税等	25,636
未払消費税等	20,553
賞与引当金	32,166
その他	9,407
固定負債	86,260
退職給付引当金	86,260
負債合計	214,350
純資産の部	
株主資本	18,152,152
資本金	550,000
資本剰余金	9,655,422
資本準備金	150,000
その他資本剰余金	9,505,422
利益剰余金	8,484,797
その他利益剰余金	8,484,797
繰越利益剰余金	8,484,797
自己株式	△538,066
純資産合計	18,152,152
負債純資産合計	18,366,503

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第7期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
営業収益	3,195,617
営業費用	884,359
営業利益	2,311,257
営業外収益	1,823
受取利息	1,262
その他	561
営業外費用	1,614
その他	1,614
経常利益	2,311,466
税引前当期純利益	2,311,466
法人税、住民税及び事業税	43,882
法人税等調整額	△3,900
当期純利益	2,271,485

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第7期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	550,000	150,000	9,505,422	9,655,422	7,131,976	7,131,976
当期変動額						
剰余金の配当					△918,663	△918,663
当期純利益					2,271,485	2,271,485
当期変動額合計	－	－	－	－	1,352,821	1,352,821
当期末残高	550,000	150,000	9,505,422	9,655,422	8,484,797	8,484,797

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△538,066	16,799,331	16,799,331
当期変動額			
剰余金の配当		△918,663	△918,663
当期純利益		2,271,485	2,271,485
当期変動額合計	－	1,352,821	1,352,821
当期末残高	△538,066	18,152,152	18,152,152

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

ウイン・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 森本 泰行 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小松 博明 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウイン・パートナーズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウイン・パートナーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

ウイン・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 森本 泰行 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小松 博明 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウイン・パートナーズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

2020年6月4日

ウイン・パートナーズ株式会社
代表取締役社長 秋沢英海 殿

ウイン・パートナーズ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	中田陽一 ㊞
監査等委員	神田安積 ㊞
監査等委員	菊地康夫 ㊞

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査規程及び監査計画に従い、内部監査室と連携の上、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、毎月開催される取締役会の席上、子会社の事業の報告を受けるほか、常勤監査等委員が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査等委員神田安積及び菊地康夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主各位に対して安定的な利益還元を継続することを目指しております。

このような方針に基づき、第7期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 33円 配当総額 947,371,821円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は全員（6名）任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。



1 ^{あき ざわ}秋沢 ^{ひで うみ}英海 (1960年12月10日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月 西本産業株式会社（現キヤノンライフケアソリューションズ株式会社）入社
1992年 9月 株式会社タクミコンサーン（現株式会社ウイン・インターナショナル）入社
同社営業部長
1992年10月 同社代表取締役
1994年 5月 同社代表取締役社長（現任）
2013年 4月 当社代表取締役社長（現任）

- 所有する当社の株式の数
901,300株
- 当期における
取締役会への出席状況

14 / 14

取締役候補者 とした理由

同氏は、当社の代表取締役社長として経営を担っており、経営全般における豊富な見識や職務経験を有しております。当社のコーポレートガバナンスの強化と持続的な企業価値向上に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。



2 ^{み た がみ}三田上 ^{ひろ み}浩美 (1960年4月18日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年 4月 株式会社日本メディックス入社
1987年 2月 株式会社タクミコンサーン（現株式会社ウイン・インターナショナル）入社
2000年 4月 同社メディカル機器営業部長
2000年 6月 同社取締役
2006年10月 同社取締役営業本部長
2007年10月 同社取締役執行役員営業本部長兼新規事業部長
2009年 8月 同社取締役執行役員営業本部長兼第二営業部長
2013年 4月 当社取締役執行役員営業統括部長（現任）
2016年 4月 株式会社ウイン・インターナショナル取締役執行役員営業本部長（現任）

- 所有する当社の株式の数
315,700株
- 当期における
取締役会への出席状況

14 / 14

取締役候補者 とした理由

同氏は、当社の取締役として経営を担っており、営業部門における幅広い経験に基づく高い見識を有しております。当社の事業拡大と持続的な企業価値向上に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。



3 ^{あき た} 秋田 ^{ゆう じ} 裕二 (1967年8月23日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1990年 4 月 株式会社オービック入社
- 1995年 3 月 アロウジャパン株式会社（現テレフレックスメディカルジャパン株式会社）入社
- 1997年 4 月 テスコ株式会社入社
- 2005年 4 月 同社常務取締役
- 2006年 6 月 同社専務取締役
- 2011年 8 月 同社代表取締役社長（現任）
- 2013年 4 月 当社取締役執行役員営業統括部長
- 2015年 6 月 当社取締役執行役員（現任）

●所有する当社の株式の数
1,714,290株

●当期における
取締役会への出席状況
14 / 14

取締役候補者
とした理由

同氏は、当社の取締役として経営を担っており、営業部門における幅広い経験に基づき高い見識を有しております。当社の東北地域における事業拡大と持続的な企業価値向上に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。



4 ^{まつ もと} 松本 ^{けい じ} 啓二 (1959年10月14日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1981年 3 月 西本産業株式会社（現キャノンライフケアソリューションズ株式会社）入社
- 2009年 4 月 株式会社エルクコーポレーション（現キャノンライフケアソリューションズ株式会社）代表取締役社長
- 2012年11月 キャノンライフケアソリューションズ株式会社代表取締役社長
- 2015年 3 月 同社取締役相談役
- 2015年11月 株式会社ウイン・インターナショナル入社
- 2015年11月 当社へ出向 当社顧問
- 2016年 4 月 当社総務部長代理
- 2016年 6 月 株式会社ウイン・インターナショナル取締役執行役員総務部長兼財務経理部長兼業務推進部長（現任）
- 2016年 6 月 当社取締役執行役員総務部長
- 2019年 4 月 当社取締役執行役員管理本部長
- 2020年 3 月 当社取締役執行役員管理本部長兼総務部長（現任）

●所有する当社の株式の数
4,994株

●当期における
取締役会への出席状況
14 / 14

取締役候補者
とした理由

同氏は、当社の取締役として経営を担っており、医療機器業界において長年にわたる経験と豊富な見識を有しております。当社のグループ管理の推進と持続的な企業価値向上に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。



●所有する当社の株式の数
一株

●当期における
取締役会への出席状況
14 / 14

ま じま しん ご
5 間島 進吾 (1946年9月24日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1972年 3月 公認会計士登録
公認会計士間島進吾事務所設立
- 1975年 9月 Peat Marwick Mitchell & Co. (現KPMG LLP) ニューヨーク事務所入所
- 1981年 3月 米国公認会計士（ニューヨーク州）登録
- 1987年 9月 同社パートナー
- 2006年 4月 中央大学商学部教授
- 2007年 5月 株式会社アデランスホールディングス（現株式会社アデランス）社外取締役
- 2012年 6月 株式会社ウイン・インターナショナル社外取締役
- 2013年 4月 当社社外取締役（現任）
- 2013年 6月 伊藤忠商事株式会社社外監査役（現任）
- 2017年 5月 中央大学常任理事（現任）

社外取締役候補者
とした理由

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、大学教授としての経験及び公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見と経験を有しております。そのため、当社の経営の監督機能強化と持続的な企業価値向上に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。



- 所有する当社の株式の数
— 株
- 当期における
取締役会への出席状況
— / —

6 い で けんじろう 井出 健治郎 (1966年12月17日生)

新任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1998年 4 月 和光大学経済学部専任講師
- 2006年 4 月 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科講師
- 2010年 4 月 文京学院大学大学院経営学研究科非常勤講師
- 2014年 4 月 厚生労働省一般会計公共調達委員会委員長（現任）
- 2016年 4 月 国際基督教大学教養学部非常勤講師（現任）
- 2017年10月 和光大学経済経営学部学部長
- 2018年 7 月 和光大学学長
- 2019年 5 月 当社顧問（現任）
- 2019年 6 月 草加市立病院内部統制者（現任）
- 2020年 4 月 昭和女子大学グローバルビジネス学部会計ファイナンス学科教授（現任）

社外取締役候補者 とした理由

同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、大学教授として経営及び会計に関する相当程度の知見と経験に加え、医療行政における高い知見も有しております。当社の経営の監督機能強化と持続的な企業価値向上に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 上記の各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項
取締役候補者のうち、間島 進吾氏と井出 健治郎氏は社外取締役候補者であります。
- (1) 間島 進吾氏の在任期間
間島 進吾氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、7年2か月となります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、間島 進吾氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。間島 進吾氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、井出 健治郎氏につきましても、原案通り選任が承認された場合、当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- (3) 独立役員
当社は間島 進吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。また、井出 健治郎氏につきましても、原案通り選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定であります。
3. 監査等委員会の取締役の選任についての意見の概要は以下のとおりであります。
各候補者は、候補者検討委員会において、見識、経験、能力等の要素から取締役として適任であるかどうか審議されており、また、候補者検討委員会の委員として、監査等委員が1人審議に参加しております。監査等委員会としては、候補者検討委員会の審議結果を踏まえ、指名手続は適切に行われており、また、各候補者は当社の取締役として適任であると意見を表明します。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200,000千円以内といたします。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年6月25日開催の第2回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち、社外取締役の報酬等を年額20,000千円以内。）とご承認いただいておりますところ、かかる報酬枠とは別枠として、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとさせていただきたいと存じます。

また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、同様に取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役は2名となり）、報酬の支給対象となる対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年250,000株以内（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分をされる株式数を合理的に調整することができるものとします。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限の内容

対象取締役は、10～15年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供予定期間」という。）が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において、下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合においては、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

IRカレンダー



株主メモ

事業年度 4月1日から3月31日まで

定時株主総会 毎年6月

基準日 期末配当金 3月31日

公告方法 電子公告
<http://www.win-partners.co.jp/koukoku/>
 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
 (特別口座の
 口座管理機関)

連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 東京都府中市日鋼町1-1
 電話：0120-232-711 (通話料無料)
 (郵送先)
 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

※株券電子化に伴い、株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則として口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。



物流改革とクラウドシステムの導入で 業務の効率化とリスク軽減

当社グループは「すべての人にベター・クオリティ・オブ・ライフを提供し、豊かな社会の実現に貢献します。」という企業理念のもと、数多くの医療機器の中から日々必要なものを選択し、顧客病院に届ける業務を行っています。当社グループの取り扱い製品分野は新製品開発が活発で、医療機器の使い手となる医師への最新の情報提供が欠かせません。そこで当社グループでは昨年より物流改革に着手し、医療機器の入出荷に伴う作業を専門部隊に分離、今後営業部員が顧客病院に対してより効率よく、付加価値の高い情報・サービスを提供できるようにします。

加えてBCP（企業継続計画）の一環として業務システムのクラウド化も行いました。東西2か所のデータセンターでデータ管理を行うことでリスク分散を図りました。また、グループ社員のリモートワークを推進し、社員のクオリティ・オブ・ライフの向上を図っています。

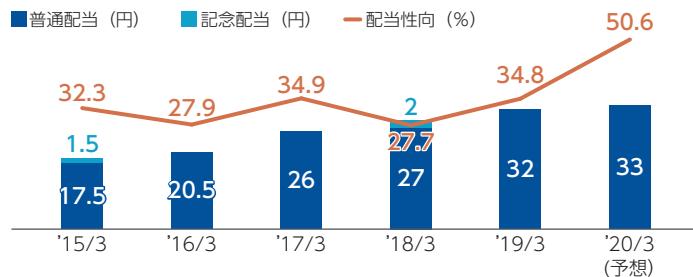


株主還元

配当金の推移

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重点政策として位置付けております。経営体質の強化や経営戦略の実現に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続する基本方針のもと、目標配当性向を30%以上としております。

この方針に基づき、2020年3月期の期末配当（年間）につきましては、本株主総会での承認をいただきますと、期初計画通り、前期の32円から1円増配し普通配当33円となる予定です。



株主優待制度

株主の皆様の日頃のご支援への感謝から株主優待制度を今年度も継続し、3月末日に当社株式100株（1単位）以上を保有の株主様を対象にQUOカード1,000円分を進呈いたします。



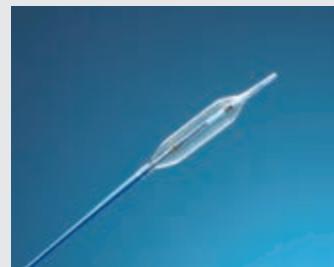
PCI (虚血性心疾患関連)

特集 今さらですが、心筋梗塞

心筋梗塞や狭心症は、血管が詰まったり、狭くなったりすることで、心臓の筋肉に酸素や栄養が行き渡らない（虚血）ために起こります。症状としては、急に胸が締めつけられるように苦しくなったり、息苦しくなったりします。狭心症が一時的であるのに対し、心筋梗塞は、血液が供給されず心筋が一部壊死してしまうため、放置すれば死に至る病気です。壊死してしまった心筋は元に戻ることはありませんから、一刻も早く詰まった血管を広げ、心筋全体が壊死してしまうことを防がねばなりません。治療法としては、薬物治療もありますが、近年ではカテーテル治療が主流となっています。

カテーテル治療とは、先端にバルーン（風船）がついたカテーテル（管）を手首や太ももの血管から入れ、バルーンを膨らませて血管を押し広げ、さらにステントという金属の筒を留置する治療法です。持病などのため、カテーテル治療が行えない患者さんや、金属アレルギーのある患者さんには、他部位の血管を使って、う回路（バイパス）を作り、血流をよくする外科手術（バイパス手術）もあります。

治療後にまた血管が詰まることがあります。再度詰まること（再狭窄）を防ぐために、ステントに薬が塗られた薬剤溶出型ステントが2005年より保険適用され、再狭窄のリスクが下がりました。国内でも普及が進み、現在は年間26万例のカテーテル治療が行われています。また近年、ステントを留置できない小血管や、一度ステントを入れた部分が再狭窄した場合の新たな選択肢として、薬剤溶出バルーンが登場しました。薬が塗られたバルーンを膨らませることで、血管内に薬が付着して狭窄を防ぐ効果が得られます。当社グループでも、バルーンカテーテルやステントの売上はPCI（虚血性心疾患関連）カテゴリーの主力製品であり、高齢化に伴い、今後も安定した需要が見込める分野です。



バルーンカテーテル



薬剤溶出型ステント

総会会場のご案内

日時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

会場

東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン 22F
TKPガーデンシティPREMIUM京橋「ホール22C」

TEL. 03-3516-3602

<https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/gcp-kyobashi/>

昨年と開催場所を変更しております。
お間違えのないようにご注意ください。



交通機関

東京メトロ銀座線

「京橋駅」

■ 7 / 8番出口 → 直結0分

都営浅草線

「宝町駅」

■ A5 / A6出口 → 徒歩約3分

JR各線、東京メトロ丸ノ内線

「東京駅」

■ 八重洲南口 → 徒歩約5分

東京メトロ有楽町線

「銀座一丁目駅」

■ 7番出口 → 徒歩約5分

駐車場の用意はいたしておりませんので、
お車でのお来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



WIN PARTNERS
WIN A BETTER QUALITY OF LIFE

ウイン・パートナーズ 株式会社